

北海道告示第10950-3号

北海道が平成26年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成26年12月26日

北海道知事 高橋 はるみ

(経済部所管分 その1)

| 補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨 | 補助対象者 | 補助対象経費 | 補助率等 | 交付申請書に添付すべき関係書類 | 実績報告書に添付すべき関係書類 | 交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先 | 補助金等の交付に関する権限の委任 | 摘要 |
|---|--|---|---|-------------------------|-----------------|--|------------------|-------------------|
| <p>原料等高騰対策特別資金等信用保証料補助金</p> <p>道内経済を取り巻く原料等価格の高騰や電気料金の再値上げなど、様々なコストアップにより中小企業者等の経営環境が極めて厳しい状況にあることから、北海道信用保証協会の保証を付して融資を受ける中小企業者等に対し、予算の範囲内で信用保証料の一部を補助することにより、保証料負担の軽減を図り、もって経営の安定及び今後の業況の回復・発展に資する。</p> | <p>中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第1号の2、第2号、第2号の2、第3号、第4号、第4号の2、第5号、第6号及び第7号の規定に該当する中小企業者等</p> | <p>中小企業総合振興金融資本（平成26年3月20日中企第1734号）に基づき、北海道信用保証協会の信用保証付きで経済対策特別資金（景気変動対策特別貸付に限る。）又は原料等高騰対策特別資金の融資を受け、平成26年度に中小企業者等が金融機関を経由して北海道信用保証協会に対し支払う信用保証料。</p> | <p>10分の10以内（当該融資に際し北海道信用保証協会に支払う信用保証料に3分の1を乗じた額を限度とする。）</p> | <p>経済第51号様式別に指示する様式</p> | | <p>提出部数 1部 提出期限 信用保証料を支払った日から30日以内又は平成27年3月31日までのうち、いずれか早い日。ただし告示日以前に信用保証料を支払ったものについては、平成27年3月31日まで。 提出先 経済部経営支援局中小企業課</p> | | <p>実績報告は要しない。</p> |